

2016年1月23日改正

日本科学哲学会石本基金 運営規程

第1条 本基金は、日本科学哲学会石本基金と称する。

第2条 本基金は、日本科学哲学会に対する元会員・故石本新氏ご遺族からの寄付にもとづき、本学会ならびに会員の研究活動を支援・奨励することを目的とする。

その目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1 本学会ならびに会員の出版助成
- 2 若手会員の研究助成
- 3 『科学哲学』優秀論文賞（石本賞）
- 4 国外学会発表支援
- 5 その他

第3条 本基金の運営に関する重要事項は、日本科学哲学会理事会（以下「理事会」という。）において審議する。

第4条 本基金には、第2条1から4の事業を実施するために、以下の作業部会をおく。また、5の事業のために、別に作業部会をおくことができる。各作業部会の部会員および部会長は、理事会において決定し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1 出版助成作業部会
- 2 若手研究助成作業部会（4を兼務）
- 3 石本賞作業部会

各作業部会に関する細則は、理事会においてこれを別に定める。

第5条 この規程の改正は、理事会の議を経てこれを行う。